



小川為
治著述

開化問答

上

洋学文庫
文庫 8
C 162
1



序
 取光の麗を由一字を照らして古に於て
 疑ふ其の大小怪見怖色華一これ其業を
 唯これ其の如く其の如く其の如く其の如く
 五部 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
 縦一用字の胡處を違ふとて其の如く其の如く
 て其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
 其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
 其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ



小川 爲治 著述

開化問答

東京二書屋發行

天子至地乃公道不則至以正夫の政を施
次實の蒼生の事福と謂ふ通し然りるし事
出づの御民亦は舊慣を固守し恒習を粘
著する者何れ故に一政を行ふては成りて方
あてて下驚ふる者鮮しし終らざる者鮮
るし怖るる者鮮しし驚き終らざる
然る極勅然然を畏る事而起り治水
の事は以て起はれ其地の地券法制を以て

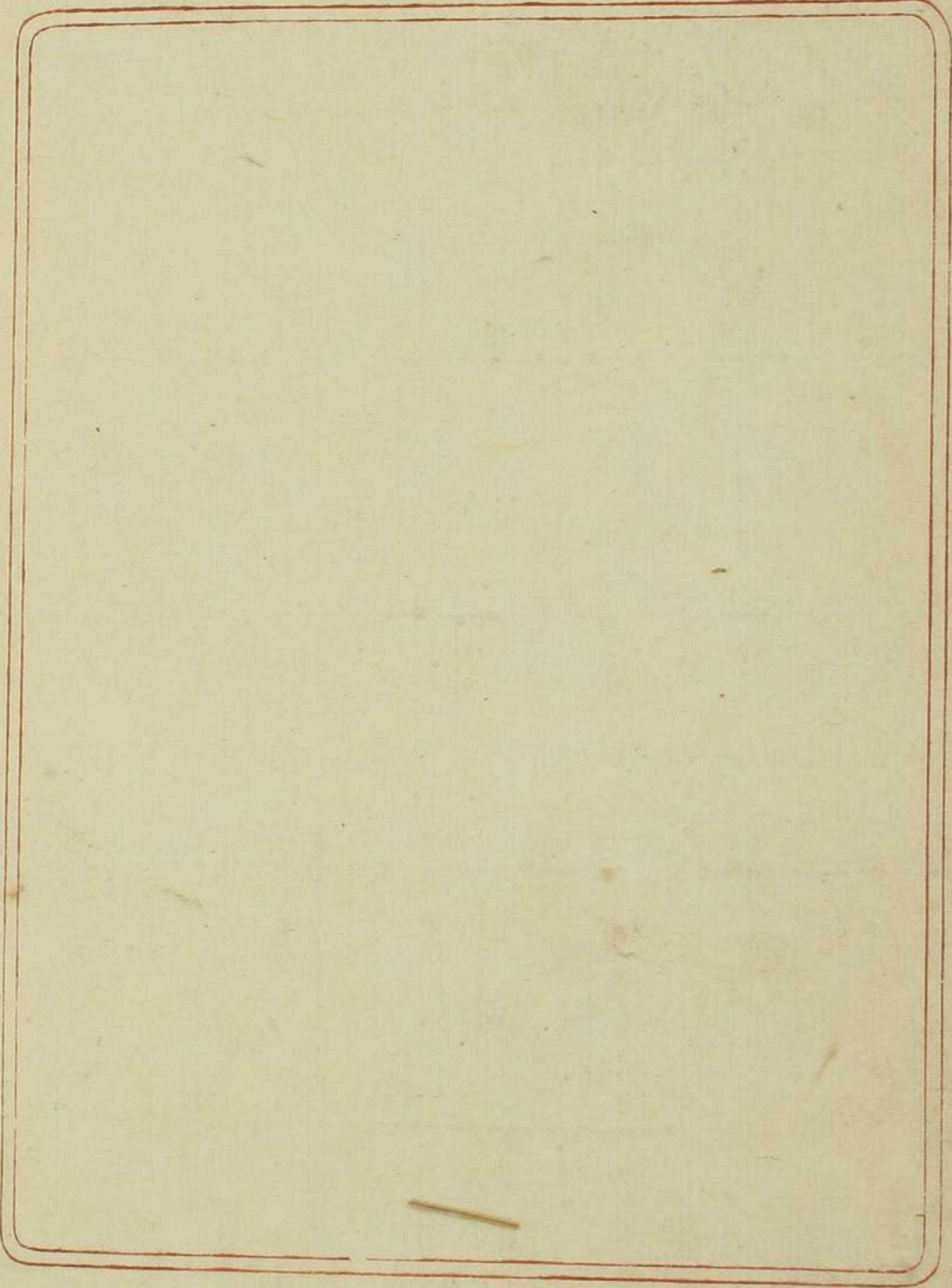
たの者ある血税の事よ以て其の事何れ也
則斯民の眼孔其の如き後を愛心の如く
〜〜 以て其の真理を遠くする事能
と行ふに由る然らば 民の愚蒙風多終ら
るる理を知らざる能はざるか塵の石より
貴きこと正火れ政の務備の如く是れ其
人其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
孰もその理を知らざる能はざる人也

故子直一人亦亦海人戸之也凡儒史し
年一之序序意興一為首成卷
下可樂一更其年之斯氏年一七
其者之理究惟勢の事通一これ舊
平と開治郎也其此後治也其情
遂とと若小冊子紙束を所以能
嗚呼勲人北愚是玉を棄るは是是床
人若意を石をの能く平一最は治也

愚能一海の中へ其此識るはを深多須
則一在治郎は舌を燥し唇も焦し
以て之を舊平の考ふ難一其好む其の名を
得るも亦立所ら可也

明治七年一紀元節一此後二日玉
虹之屋の構一其後小川巻治

開元明
卷上



目録

- 一 藩を廢し府縣を置せしむる問答
- 二 門閥を廢し四民を混しめしむる問答
- 三 全國より兵士を募問答
- 四 租税の問答
- 五 外國交際の問答
- 六 學問の問答
- 七 衣食住の問答
- 八 鐵道傳信機の問答



小川為治著述 開化問答卷上



一 舊平

ナント岡次郎君當時の事一向僕も合点う承りません
 何故と云ふは昔年公方様が法政事を天子様へ法政一
 せきれ天子様が法自分みく天下の法政事をなすやうな
 かり外たかゝり萬事昔の仕来りや働ひ古風を守
 て芽出度法事ふせむと云ふと思へ居外たふ思の外世
 の中の事がまゝで昔の風をなす第一大名といふは

漢唐一諸國へ縣とらふものが出来知事といふものが
 此れ支配をせしむトト昔一乃内代官と曰く
 事ておぼる僕が或先生少外くふを是迄大名を置
 ハ封建といふ漢土乃聖人の世といふ周の代杯も矢張封
 建乃政治をさす封を封建を自然言ふと百
 姓を同扱親しく且代々世襲の主君が此れ國を治る
 土地の風俗をもつ又自分の所持乃物ごとおぼる
 かのつら仁政を行ふやうな事なれふひまの代
 官を置き百姓を世治する郡縣といふ昔一秦の始皇

帝といふ暴悪乃人づかしのめも政事のいふれおぼる
 て代官をえらびその土地へつかひをせよ急土地の風俗
 且人間の情とて誰も田舎も居る百姓を世治する
 より都へ出て高官小昇りなきこと心がある急政事を行
 ふも俗よりつみかけ物も入り只法上乃罰えおぼる
 くちや慢小百姓を虐け運上を云上る工夫乃
 されされ下る乃難渋ハ子午おぼるぬおぼる
 べき急昔より國を治るふを封建乃方がより
 郡縣ハ大害あることたは治たされぬが成社僕

の愚案一一寸考へても元公方様乃時代活代官文配
乃百姓より大名の知行所乃百姓の方が萬事寛裕
ふくもるの氣樂の程見え外とされ天子様が大名
を廢一縣を法置なきは秦乃始皇の真似を
おきけりけり終り下乃若乃孫潞乃なるはか
覺え外
関次郎
なるるど舊平人足下乃法疑ひを内むて出がれ僕も
一時ハヤウリ思ひ外とゆゑあるは生小就くされを

漢一とととが先生の内話ふとと封建をよ
杯とつと漢土乃堯舜三代た周の代たのと引事
ふすれを世の腐き儒者乃箸の上下の言ふが
がらされも漢土も漢の世より以来今乃清朝小至
るまでいな郡縣の政治ゆくは問漢乃王莽も
宋の王安石だるとい人物の今の腐き儒者同様育
替ふ三代たの周乃代たのとつと其制夜を真似た
人等ておがれされどどうも郡縣をのりハ廢止さふと
出来ぬといハ畢竟封建より萬事都合のよきと云

が何ゆゑでぶがれきて今乃封建をくく人々
 ちんで漢土の昔の事ハこふときやう思ひま地
 乃者孫を見以又それ大本を知らぬ也を以て先
 世累萬國より太古をたぐせを皆今の蝦夷乃松ふく
 何事も蛮野の風俗でなき名きりやのふせは仲阿ふ
 ハ自然と衆人の帰服する酋長がありく一群こ
 乃支配をき一酋長乃上ふを又酋長が何りく強人ど
 一郷一國を自由なす勢でぶがれ外とされが即封
 建のたがめふく封建ハちやくの野蠻乃風習で

ぶがれそれゆゑ世界乃國々皆もけさぐめハ封建
 乃政體ふくされハ今乃蝦夷をもぐめ亞弗利加乃
 土人杯の風俗を見てもその名としてぶがれさく日本の
 天子様とりふハ天照皇大神官様の法未もすはれ世の
 人民を治え給ふが為り此皇國へ法降りふなり
 是とふきやむれ頃ハさふも法法通り存く小酋長こ
 がありその仲間の賞罰を掌りてあり一存か神武
 天皇様の時より此政事を天子様法一人乃手へ悉
 く引受け給ひたの時命令子從ハギル長體彦の

如きものハ皆誅罰せりてさしてさぎれおれより法
 代て改行す天智天皇様のハ後唐朝乃郡縣の制
 度を法移しおられ善美を盡しふる法政事を行ひ
 たまひしかりされふ太平がなるとはけり上下し自
 然り遊惰のかり色ころ縁故とぞだんく天子様の
 法威光々薄くかり終ふ源の頼朝ふ總追捕使と
 役を法許りかり外とサアおれり天子様ハあれと
 なきか如く武家乃威勢ハ追々盛りて来り
 たふとふすおの死ち後醍醐天皇様乃時天子様の法

威光々武家乃移りし事を法憤りおられ北條高時
 を亡し一度ハ天子様の法政事おあえりなすつたおれ
 や賞罰乃當らざれよりまじ騒亂を醸し強ハ足利尊
 氏乃為り天下を奪り危らきたまやでさうおさりな
 天子様ハ足利將軍ハ日本國を法譲りおられしはけ
 ハなく勢ひ止むおと改得ず法政事の權ハ足利氏
 へ移りしおやあそり天子様ハ足利將軍ハ矢張主君と
 家来ておれり譬へといふ主人ハ柔弱ゆゑ番頭ハ一
 字を支配する様おれりのおそり唯濟ぬしつと天子

様より於此役義を別段仰付らまじしは亦も可なり平無
理ふ主君乃威権を奪ひて己けておきた是利氏が乃
通りやれば徳川氏とも同ト事徳川家の先祖家康公
不征夷大將軍の官職に授け給ひしければいふ日本
國を自由にする金も官職に授けたまらぬもておきた
まや急今迄の公方様といふものハ天子様のなきは
法政事を勢ふ乗ト横取なり俗に猫をくてるるといふ
様なることあり誠り濡ぬまもておきたければ天子様の
為に正義を唱へる人等の段々多くあり公方様もたまふ

かくならぬそなたも終に慶應四年の秋法政事を天
子様へ還し奉りおとどおきたる大名もいふの頼朝
時代の高山だ乃千葉だのとよい丁度今乃大庄屋位
乃そのあそひおれが軍功あり官位を得あるひを諸
國の守護地頭だ乃とも盗賊をいふ防をせ給後をも
掌りしり段々天子様の法威光りたるあり後天
子様へ納むべき年貢を横取なり是又横著をきめり
居たおとそおきたるなり其の後徳仁の頃ハ天下大乱
みまかやうなる悪事をしるも誰一人しがむるもの

かくいさめる強^つい者^{もの}あちゆえ幾^{いく}等^らても腕^{うで}次第^{たひ}切^きり
 己^{おの}が領^{りやう}分^{ぶん}と一^{いつ}たふおとあさりおれ今^{いま}乃^な大名^{たみ}のそと
 らおざれおれゆえ矢^や張^{ちやう}天子^{てんし}様の^{よう}國^{こく}土^どを横^{よこ}取^とり私^し
 み領^{りやう}分^{ぶん}ちりりあたるおとあさり今日^{けふ}公^{こう}方^{ほう}様^{よう}が法^{ほふ}政^{せい}事^じを
 天子^{てんし}様^{よう}へ還^{かへ}せら大名^{たみ}乃^なおれ國^{こく}土^どを天子^{てんし}様^{よう}へ還^{かへ}せ
 當然^{たうぜん}のおもておざれ是^{これ}迄^{まで}盜^{たう}物^{ぶつ}を志^しふはり持^もつる
 たが一旦^{いつたん}悟^ごり見^みせは過^{あやまち}を改^{あらた}めり憚^{おそ}るおとあされ
 の持^もつへ思^{おも}ひ固^{かた}より不^ふ義^ぎを免^{まぬ}られる大^{だい}善^{ぜん}行^{かう}て
 本^{ほん}筋^{しん}の理^り合^{あひ}は右^{みぎ}法^{ほふ}後^ごり通^{とほ}りたが又^{また}封^{ほう}建^{けん}

かねてハ法^{ほふ}政^{せい}事^じヲ害^{がい}があるとりよりけがおざれおれ
 是^{これ}迄^{まで}大名^{たみ}乃^な公^{こう}方^{ほう}様^{よう}を真^{まこと}る君^{きみ}のやう思^{おも}ひ上^{かみ}天子^{てんし}様^{よう}
 いふ正^{ただ}真^{まこと}の主^{ぬし}君^{きみ}のあををまねる居^か外^{がい}くゆえ一旦^{いつたん}騷^{さわう}動^{どう}の
 あれ時^{とき}ふち人^{ひと}乃^な心^{こころ}が向^{むか}ふおさり更^{さら}り落^{おち}付^{つく}とる海^{うみ}を
 志^しすません既^{いま}卯^う乃^な年^{ねん}公^{こう}方^{ほう}様^{よう}が法^{ほふ}政^{せい}事^じ奉^{ほう}還^{かへ}のこ
 ぎり天子^{てんし}様^{よう}より諸^{しよ}大名^{たみ}を京^{きやう}都^とへ法^{ほふ}政^{せい}事^じ奉^{ほう}還^{かへ}のこ
 京^{きやう}せ一^{いつ}大名^{たみ}ハ法^{ほふ}政^{せい}事^じ乃^なつりおれおとあさりおれ乃^な皆^{みな}病^{びやう}
 小^こ托^{たく}け日^ひ和^わを見^み居^ゐる所^{ところ}が伏^{ふし}見^みの一^{いつ}戦^{せん}軍^{ぐん}内^{うち}勝^{かち}利^り
 とき々^{ときとき}狼^{あひて}狽^たふめき我^{われ}おくと上^{あが}京^{きやう}せ一^{いつ}とたりナンド

あれもくも封建の法政事小害があるといふはよく知らるる
ませし且つぐら八十四州乃日本を二百餘のふらふ大
名の各々自分まゝ乃勝手なる政事を行ふハマ
ても英吉利や亜米利加まじく肩を並べるとも出来ぬ
まひ今天子様が八十四州を一ツ一ツの法政事を法
施しなされハ時勢適當の事少く譬へば十萬石
の大名十と百萬石乃大名一と較ぶれば百萬石乃政
事行届き武備整ひもろろ及びませんあれも由り觀
ハ封建より郡縣の方が幾等よむれぬ事ておぼし
く

又もう郡縣のよむる證據ハすなり諸國へ新
縣が出来く諸國の百姓ハんとり居る所是迄乃
中々なる法用金や割増年貢杯の苦しみもなき誠
小有難き事とだといふ喜ん居るでもおぼし
あれもて郡縣乃よむとて我共ありなきれ外も
段々法話し通り天子様の大名を廢し新縣を設
けなすハ元來法自分存持の物をとり之され
事あり且當時の法政事乃法趣意より之の聊
自分の法為てなきを日本乃人民が安樂なり

暮せるやう外國人の馬床小されぬやう日本の國威を
海外へ輝かすやうもの有難法思召たり出たることか
此を皆よく心得る夜分寐るも尋れぬやう
なればばかりません

③ 舊平

成程只今の法話より大名の廢し小なるたも縣乃出
來たるも皆天子様が我より為小なき有難思召
と仰事ハよき事かり外之儀一僕もまじく函知の出来
ぬ事かおびせぬ先きれまて穢多るどの物ハ非

人よりよき平人の附合の出来ぬ一種別の人間て
持れを法話以来平民と同様ふやれ又昔の家
柄扱式と物ハ一ト法角あやむ昨日まて穢多よ非
人よといはれ平民と話をすれさても出来ぬ人が今日
ハ制止聲をかけ馬車に乗るお分あるまじくも更な
お分いなきかぬナントされで日本乃古風がまるまわ
廢物とさすひ上下乃別がやくあるおしそな
ませんらまて公方様の時世ハ法老中若年寄
どの法役人の大名がやれバ勤るおとの出来法

側ハ五千石以上なとの町奉行ハ三千石高たこの國
 守ハどうも格式があれと又田舎杯の家の柄百姓ハ
 多々之も村の守合ハ上席小中杯とて誠不
 威儀正しき大とておぎねおれが今て々家柄も格式
 もいふぬ物も昨日まゝ天祥様を荷け四文商賣
 をしる人も今日ハ政府の役人たといふも威張る
 あるくナントめらふ下賤も人が治政事をまゝとて誰も
 有難く心服するものハなく高生同様に心得を名取
 人ふ馬鹿ふされるを腹せぬものもおぎね外すひさし

ハ矢張公方様の時代の申すに治政事ハ高貴の人た
 ち不任せおき百姓ハ百姓町人ハ町人穢多ハ穢多
 居るもろが上下乃ち別中くく講ふよき大との小
 思ひ外

開次郎

阿阿々々ちるるも足下ハ古物も穢多唯ちんでもこれ
 近の事かよふと思ひたまはれぬかやうなると疑ひかお
 ありはとちをよよく考へてあつらんあきい天道様か人を
 送へるふ大名たの四日月より手足かハ本穢多だ

かた一の目ふり多手足が二本より一足多ハおきり外
 きひ人間と以物ハ一両眼四足ハ出来居るも
 強を見れば人間の釣合ハ何乃後五位ても推手制ハ其制
 ても同等か己けでもおき人ハお釣合の同等を以
 おしおもとるや天道様乃法思召るもこれを人間の権
 利ハ外權利ハ自分の心身軀を自由中一我身軀
 乃安穩を謀り自分の所持の物を自由せずあやふ
 され權利ハ人ハ害を加へ世間乃為法を犯すこと
 へおけきだトト人ハ妨げられることおき皆同ト

小天道様より頂戴し居る物でおきおされハ華族
 ても飽やあまーを賣る人てもおき權利を達するを
 同ト事多々華族の命も飽やあまー乃命も命乃
 重きおとる同族華族百萬兩乃金も飽やあまー四文
 の錢も己が物とておきおれを守り心を同族でおきおれ
 まく人間の有物とておき物がおきおれいもゆる貴賤
 貧富家柄格式の類多々おれ中ハ華族ハあり士
 族も何り豪家もあり貧乏人ハ何り外おれどおれハ天
 道様も命せも事てハなく人間仲買乃私ハの

定めありく唯人間世の有りたるものにておされざるは
これ有れり貴賤貧富乃ち別が出来るはこれ大本
を穿鑿すれば大抵此れ人の氣量に由るものと云ふ所の
次第ハおもはるべき分明ておされ古き言葉なり人學を
されバ智者一智をり、そのハ愚人なりと云ふされバ
賢人ハ愚人との別を學ぶと學ぶがふふ由り出
來たるものでおされ又世の中ハむづかしい仕事も何
れやすき仕事もおされおされむづかしい仕事をすれ
者を身分重き人ともつけやすき仕事をする者を身分

輕き人といふ總て心を用ひ心配する仕事ハむづかしいそれゆゑ
學者政府乃役人又ハ大商人奉公人を夥多召使ふ大
百姓などハ身分重くハ貴き者でがが貴けし
ハおのづから此れ家も富く下る者より見れば及ぬ
やうなれども此れ本を尋ねば唯此れ人ハ學問乃力
か何るとおされ由り此れ相違が出来る乃ち天
より定つたる約束でをあらまかせん諺に天ハ富貴を
人ハ與へずハこれおされ人の傷ハ與へずハ此れ
されバ人の生きたるがが貴賤貧富の別ハなきま



とふく唯生れくを後乃勤ふ由多生じるにけぐお
きね又家柄や格式の事を彼是論じけきねき空
既り前ふも大名乃もめ誠信信りた通りた此人のハ時
勢と先祖乃信薩とふ依く人の尊敬も受け高貴乃身
分ともなひその居たふもふく時勢の變遷をれを
當時信用もきも據あがりませんすてふ昔の名家
の子孫今ハ民間ハ零落く居るが沢山あがり外も
足下の法論でハ公方様乃以役人ハ大名旗本の携
く家柄格式を以てせられ跡役を受継ごふと誠よきや

予思ふ居らるるが此事ハ官を世ふすといつて色々弊
害の何事なと和漢とも物識ハいといふ事
ておぎねおれり就く馬鹿げたをいハむの
老中を勤て居る大名が登城をせられ折柄大に近
邊ゆく米屋の話を不圖駕籠の内より少付ハ小此頃ハ
米の相場上物みく大抵兩ふ六斗五升ておぎねと
を耳ふ挿し詰所ハ玉り同列ハ向ひく諸君當時乃
米お場を法存ハあやと問ひハ一同志ハんと答へ
かハ志く顔みくお頃ハ兩ふ六斗五升いハ

とやされりる事一人聞ゆく西と幾兩の事とといひ
 一かバ持此西が事ありて一多ありひ八十兩百兩千兩杯
 と何れどもなき評義ふ及びむりといふまとのがぶが
 是追かゝ下情不疎き人々が寄合政事を志するゆゑ
 下る乃難淡志す一たハ無理ハ志すを外まひそれゆゑ
 公方様乃政事といふものハ古來任來りより外新規
 事いハ程百姓丁人の為みたる事ありても許す
 となく唯古來の帳面のこを何れも一まらで傀儡
 り政事をすれやふといふも因備姑息の仕方正真

の政事てハおきまさせん持此とせ慢不暴威の之振ひ
 法用たより法免なるといふ文字を附身だ石ても材木
 ても人間より貴らなり又武士ふハ切捨法免杯といふ
 法がありさる百姓丁人を切殺しあまふぬといふ事か
 ざるナント志進でハ百姓丁人乃命ハ己の物てハな
 く武士乃借物同振みり理不悖たあまふたおきさるん
 ちれ畢竟人の有振の之知りて權利といふ事不氣
 り附ぬやえさる世乃人ふ真乃學問をいふ人かな
 かつた志す一おも思ひ外當時ハ政府てあふ眼か

肉を以て天乃道理より従ひ人乃釣合の同等を
 するは法を百姓丁人にもあつてはばなれぬ事よ
 第一小織多乃糸を履一舊来乃家柄扱式を
 法用するは百姓町人并萬字乗馬をゆるし誰で
 も己の勉強次第少くは程面白くも出来い
 らぬ貴き身分もなれるまじナントありがうき市仁政
 てはあつてせんり昔一西洋の國杯でも矢張公
 方様乃時代の振ゆる暴政を初たよあるそよ
 だう百姓丁人が段々開くるより従ひて法ハ理不

情て居るお政事ハ筋違だと下よを議論を起し
 政府へ迫り改正を請ひ一不政府を訴通し改
 正しよハ自分の為不都合急暴威を以て無理
 子押伏んとし百姓丁人ハ承服せん終不政府と百
 姓丁人との不和を生じ政府を押倒せし例が度々
 あると此事よりお政事を今迄日本の百姓丁人を
 自分の大切なる権利を暴威乃為り押伏られ慢慥
 とし夢中不ちり居た所が法一新以來これ権利
 の同一あつてゆりやと出たりゆり法世話をせり

ハ實ニ萬民乃幸福多ク勿軀をき不どありかきこもハ
カキク人々今乃は役人乃事を彼是論ト
カ奉政府トイふものハ日本の政府より日本國中の人
の政府よりおびおれぬ日本國中乃人が日本國中
乃知恵のあ名人をえり出ー我れ役人あやす 辱きを
當然乃理ておびおれぬ身分の貴賤を傷ぜん學問
才識あ名人ハ政府の上へ法採用ふむハ理の當然
ありこれまで大名や旗本が天下乃役義を家乃株
のやう小者と居たり 勲達の第一ありおびおれぬ

おびおれぬ人々今日乃百姓丁人の元乃百
姓丁人と違ひ政府乃法蔭ふく 稍々自分乃持
前の權利を伸きんと欲得且己の勉強次第とい
おびおれぬ面白樂し〜おびおれぬ貴き身分ありと
なれる日けおびおれぬ我れ身分を顧み我れ身分を重
きものと思ひよりおびおれぬ卑劣の所業をせぬい
や各獨立不羈とく己一家の活斗ハ己一身の力ハ
よるより立派ふおびおれぬさす辱し〜世の中より
懼る辱きものハ理合と政府の法則のより〜外ハ

頭をさげ辱め、そのいぢきあはしくおぎられ

三 舊平

夏下の講釋も、當時家柄格式杯を法用ゐるべきは
百姓丁人乃權利を伸すため乃法上の所りかゝる思
召などいふ事、いよく已かり外にされしもまぐそのらんま
とのおぎられそれいぢきあはしくいぢきあはしく今度の徴兵の法規
則ておぎられ今度の法規則も、天下一般百姓町人
小至りまぐ歳二十小満まぐ皆籤引おと兵士ふな
らおけきいぢきあはしくおぎられおぎられおぎられ是迄戦争

乃、備ふい武士といふものがある、平常何乃役もせむく
大祿を頂戴し百姓丁人の上り位し威張て居る
あはれいぢきあはしくおぎられおぎられ百姓丁人も平常武士ふ
向ひく路を避け席を譲り低頭平身し貴君乃
法無理は尤と尊敬する、畢竟験動があるもこの
人等の法蔭も我ら乃身躰へ迷惑があらぬど
おぎられ男小やあはしくおぎられおぎられ今更百姓丁人を引
上銃砲を擔おせまぐで板付乃行列しゆ、乃事
をさせおぎられあまういぢきあはしく無理な法規則ていぢきあはしく

事せん 且百姓ハ耕作職人ハ仕事商人ハ高
賣と各々定ッたる家業があれハせん余斗ハ仕
事ハ構々居るまゝ出来ません無理ハ志々
見たれハと々平常ハ此事を家業ハ一ツ居
人乃ヤウハウマクハ四手外ハヒサシヨ公方様乃時
代ハ武士乃大禄をある騷乱の用ハ備へる日け
ておきおれを今更おれ等の役を百姓町人ハ
せてハ肝心乃武士ハいぬ物ハなり此れ人たちの職
分ハ立ますハいすゝこれ頃氣を附く見事ハ武士乃

鬼乃といふ大小ノ佩ルあつて人々なきヤウニ威
行きたれハ實ハ西洋人ハ妖惑されたまらうと
思ハ外元来日本の刀とハ物ハ彼奴等乃國乃鉄
砲ヤウハカチちあハ世最一番だといハ位乃物だから日
本人がそれヲ恒々腰ハ佩ル居るハ彼奴等ハ心を
落附け日本の土地を何名も大々の出來ぬ也熟
内役人方を妖惑ハ其言を帶せぬヤウハさせ勝手
ハ日本の様子を見透ハ終ハ日本國を乗取
ハ計畧ハ思ハ外おれを清上でもしハ風

が吹かると顔付もくは知人なきもぬらふに實に切
 齒まじりてもさきまきせんり自分たちいかに籠絡す
 隔り居るもの百姓丁人乃鋤鋤算盤よりあ持
 ましきなきも年鉄砲を捨せ小隊進めた人
 たし何の益もまのりおれより眉毛へ唾も
 自分たち乃妖惑され居るをもやぐ氣の附やふ
 するの第一乃上分別のと思ひ外
 開次郎
 いや足下乃不測窟に減ふも付らぬせう思ひ外

りなごの今法話乃理令の一寸おまのりなりぬき法
 尤千萬おれぬ段もわき次第があるもとて大
 かね前も法話を通りもと大名と云ふも出来た
 得元以来乱世つゞき段々天子様乃法威光り薄くる
 たふよて諸國の守護地頭おのり我儘自在な
 天子様乃法年貢を横取たり居るも應仁
 以来強ひ者勝みり已乃腕次第擅り諸國を切取
 りやれ甲斐の武田だしの越後の上杉だしり或は中
 國乃尼子毛利九州の大友島津四國の長曾加勢

属皆私ニ天子様の物を掠りて居るに由りて
 著者乃餘流より今日までハ人の氣も附け不正
 飯を食ふと居るおとどでさうおさまる今日おあふん
 此等乃理合り判然と明ふなり大名の領知ハ不正
 物とりノ議論より遂に藩籍奉還とて皆悉くそ
 の領知を天子様へ法還しつとあつてさうお大名が
 法還しつとあつてハそれ家来の武士も知行を天子様へ
 法還しつとあつてが當然の理なり今急ふ此知行

を引上りつとハ大勢の人ハ饑餓不為入難法する
 ちんとい天子様乃厚き法仁恵より別小士族とい
 ぶ名目を下し相當の扶持を下さるおとど
 されハ今日乃士族ハ昔一の武士とちかり軍役
 の為子設置する事ハなく唯これ活斗を法救助
 百姓丁人の上位されども畢竟百姓丁人乃寄食人
 てさうおさまる足下ハ是きて乃武士を大なる役
 た物の中よりいひおさまるが僕の考へてハ同ト二本

ちや焼豆腐の方がもうましと思ひ外何故人間が
 焼豆腐より劣るものよ焼豆腐は軍の時兵當の薬
 物小ぢな腹りふくれ用をせし外武士はそれ程の
 用ふまふせん此例は既ふ丑年亞米利加人のまじりぬ
 と渡来しなまき鎧を所持する者千人の中ふ一人
 位のものとさく皆く戦争どまはり顔色も氣色もあ
 り人間乃有極はたし外まじり此後大和や
 野州の騷動の時も大名乃家来より穢人や百姓乃
 方りもさく強かりし事ナントあれども平常大祿を

其ひ軍を高賣ふし居る人といふ世ませうか實ふ
 無益な物てなかり外又世乃人がよく言ふ徳
 川家の時代より勤王といふと戦唱う今日あつて
 出度清時世も一人の大抵武士もよく是を以て見れ
 ば武士乃功ハ大功だといひ外は是どされは思ひ違ふ
 此れ人等の了簡をあらぬやういふものであつた
 勤王を唱へた人等ハ已等乃身分食祿ハ不正なる
 のだといふと後よりいふ日本乃真正の法主君なる
 天子様を世なり何なり此等の慶置を正くせし人なり

心組こころぐみありいよく心配こころづかい苦勞くろういふればたゞおとてこがれ
 されハ世の中よのちう乃な蠅おとこばち武士ぶしの飯いひを食くひをくつてちかぬ
 と扶持ふち米まいふあびり付つき居ゐるよのよと云いふと土つちもどち
 がふあしそおきおされハ先ま武士ぶしの身み分ぶん乃な不正ふせいなるもけ
 と役やくふたぬぬけておきおさき四よ民みんを論ろんせん皆みな二十
 歳さいふれば織オリ引ひき兵へい士し千せんぢうといふけハもと日
 本ほん國こくといハ天子てんし様さま法ほう一人ひとりよりよる日本にっぽん國こくといふてハ
 おぢうぬ日本にっぽんふ四千よんせん萬まん乃な人間にんげんが住す居ゐるや日本にっぽん國こくと
 いふけあき外國がいこくより日本にっぽんへ恥辱ちじよくをあへつたことあ

せハ天子てんし様さま法ほう一人ひとり乃な恥辱ちじよくてハぢうぬ日本にっぽん國こく中ちゆう中ちゆう乃な
 恥辱ちじよくてぢうぬ譬たとへハ二に三さん年ねん以前いぜん普魯西プロシヤと佛蘭フランド
 西せいと戦争せんじやうをすて佛蘭フランド西せいが負まけたことぢうぬ
 されバ我われをドめ佛人フランドじんを見みせバ何なにれハ負まけた國こくの
 弱虫よわむしだもあぢうぬ普人プロシヤじんを見みせバ勝かちつ玉たまの人ひとだも強つよ
 く思おもふなおも今いま見みる人ひとが戦争せんじやうをすて勝かち敗まけを定さだめ
 人ひとてハぢうぬれともあかづつうさき思おもふハちよ榮辱えいじよく
 の於お此こゝ國こく人ひとよりかまぢうぬけてぢうぬされバ日本にっぽんの
 為ためハ日本にっぽん國こく中ちゆう乃な人ひとが力ちからを出いす外國がいこくより馬ま廉れんより

されぬやう守護すべし人乃為でるおごりぬ皆自
 分よく辱辱を受ぬるめあしく銘と乃職分てごご
 留特ふ是迄の武士ハ農工商の三民を治めるといふこ
 事海あり慢不威張百姓丁人を取扱ふ事と目乃下の
 罪人の如くふぢうしき百姓丁人ハ由縁もなき武士ハ
 平身抵頭しき貴君乃由無理由尤と倒し居る外
 ナント此時代ふハ足下も武士ハ無理ふこのだと思ハ
 せまうしあろうかく百姓丁人乃武士を尊敬するだけ
 ハ百姓丁人の身分を守護してくれるゆゑておごりぬ

おれがそれ職分を疎ふ一唯法外不威張るのこ
 居るハ却て百姓丁人の害をなす理あり實り厄
 ぬ物てもおごりぬせんらさき段々法話通り法一
 新以来武士乃權威をそぎ四民同等不法取扱を
 ききかゝハまご國乃為四民同等ふ力を盡さぬハ
 かり外まひし華族より平民あまらきで二十歳ふ
 ぢれハ兵士あまら日けておごりぬ且此事ハ今新し
 ちどまつたるおごりぬおごりぬむらう天子様が法政
 事をなさぬ時分ハ矢張今も同様あり男子二十

歳ふぢれハ丁壯より兵士の部不入り軍團として
 國々ふ屯所ダあり一年ふ幾夜とりよぢたりあ
 つまり 調練乃 統古をわし 又上番と唱へ順番ふ
 京都へ上り天子様守護乃 兵士とせり或ハ防人と
 九州へ至り外國の防禦をぢす杯恰も今乃 法
 規則と同一事てぢぎれさく足下ハあれ頃人の帯
 刀せぬちと然苦勞ふ思ハせ西洋人ハ妖惑され
 居る杯ハさくハ沙汰のわぎり腹ダとらまきゆうふ
 思ハせ外むりハ刀乃 双五寸以上の物を持しぢき

小罰を受るとい事ハ延喜の彈正式とい書籍
 見えし一たそれゆゑ右大臣左大臣杯とい重き官
 負ふとも天子様の法許がさく是ハ劔を佩る法所
 へ昇るまをたできません唯前ハ法話した軍團の兵
 士ハ始終刀をきり居たまを見え外ぢれが乱世
 乃 時代ハ一本半分て不足して右手さだの大太
 刀だのとりふ三本も四本もさしたまぢぢぢれそ
 乃 風習が今の世ハ遺る武士ハあぢる刀を佩る
 のやう思ふ居る外さく今の法時節てハ刀ハ真ふ

贅物ちひさしてあげられせとりより刀と頼ありしられ大和魂やまとたましひ
 た杯さかづきと威張おごりく居ゐる人ひとの身み躰たれぬゑはなくしる刀かが
 魂たまちま若わかく刀かがなられば身み躰たれぬゑは空虚あきかもく何なり用もち
 おもま外ほかまひ且かつ物ものをぬ人ひとの刀かを佩くあるも却かるも
 疎暴そぼうり存業ぞんごふ不及おとひはり身みのこかい人ひとの追迷おそ惑まを
 かけていしし成な仕し出で来きいしのてあきにおきく刀かを廢さす
 せく西洋せいやう人ひとり日本にっぽんを乗取のりとる較斗かくらなればいといあん
 まり行過ゆきすぎた考かんがへであきにお外がい國こくと法交際ほふまじりならば
 おい法條約ほふじやくといふものが何なにれ交際り法ほふといふものらび

ざられおれあき理りり為なるいたまへへ亞弗利加アフリカ乃な黒奴くろに
 おも倭やまと入いり道みちのためおい世よ界かいが一團いったんふちらる攻せくま
 たからしくく懼おそるもけでいおぎらぬおれらるも一本いっぽんまさふ
 乃な刀かを頼たのみしる居ゐる時勢ときせいでいなく日本にっぽん國こく中ちゆうの人
 のあま人ひとかぎりい力ちからを盡つくしる國こくの威光ゐこうを落おさす
 るが真まこと乃な大和やまと魂たまておぎら何なにれ法ほふ方かたの法ほふ話わ日本にっぽん
 人ひとが刀かを頼たのみしる居ゐるやうならば了簡りょうかんあらはしるも
 日本にっぽんの威光ゐこうを萬國ばんこくへ輝かがすもけふいちやぬと實じつふ
 法ほふ尤なほも法ほふ言葉ことばと思おもひし外ほかされば皆みなく法ほふ上かみのあらはしるも

たき、法趣意を知り國乃ため身の多め兵士とせりて
外國の侮を防ぐに實り日本亦生きたる人乃當
然乃職分てせざれ

四 舊平

成程段々との法話より是迄の疑念ハ大方とけき
たすまをせむが僕ハまゝ承知が出来ぬとせざれそ
違ハ是下乃法話ハ天子様の法直不法政事をせき
皆ハ一つも法自分乃禁釋禁花のためでもなく皆民
百姓乃安樂ハ世渉りの出来ぬとせむとせむとせむ

いひなきなりとせど法一新以來なんでもむやみ
運上乃穿議をせられ屁を放たせし手て運上とせし
可なりとせしナントあれでハ民百姓安樂の爲ハ法政事
成りたりとせしをせし外しハいそせし下ハ一口をせし
もあれ頃天子様の喘息を法累ひせし何故とせし
頻ハ視くとあつちある杯と悪口をせし居り外殊ハ何
先生乃法話ハ仁政を行ふハ税歛を薄くすれり
ありといふも人でも運上を軽くす名の第一乃仁政
たと聞きしにせむとせし引ハ當時を政府の法役

されどなく法話を仕掛たのふハまゝ一僕も愚
 論も述べられハバウリマセンダカ保一何時も
 べらくと志やぶらぶら居てハ看客諸君が
 法退屈なすハ開次郎よハ奴ハ名前も似合
 ぬ開次郎ハ法叱りやうておぢうの
 まけ此辺で一服やらしくあハ下の巻乃楽
 小い〜ませう

開化問答卷上終

